

平成 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

運賃料金設定（変更）届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき、運賃及び料金を設定（変更）したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名
氏名又は名称
住 所
代 表 者 名
2. 事業の種別
貨物軽自動車運送事業
3. 設定した運賃及び料金を適用する地域
全国 運輸局管内 運輸支局管内
4. 設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法
別添のとおり
5. 実施年月日
平成 年 月 日より実施

貨物軽自動車運送事業運賃料金表

1. 距離制運賃

距離制運賃は、10km 以内 1,600 円、それ以上は 1km を増す毎に 160 円とし、50km を超え 100km 迄 1km を増す毎に 130 円とし、100km を超えるものは 1km 増す毎に 90 円を加算する。

運 賃 表

km	kg	350kg 迄
10km	単価 160 円	1,600 円
20km	〃	3,200 円
30km	〃	4,800 円
40km	〃	6,400 円
50km	〃	8,000 円
51km	単価 130 円	8,130 円
60km	〃	9,300 円
70km	〃	10,600 円
80km	〃	11,900 円
90km	〃	13,200 円
100km	〃	14,500 円

2. 時間制運賃

基礎額	一時間	基礎走行キロ 10キロ 2,000円
	一日八時間	基礎走行キロ 80キロ 14,400円
加算額	一時間	基礎走行キロ 10キロを超える場合は、距離制運賃表に揚げてある金額で収受します。 基礎時間を超える場合は、1時間増す毎に2,000円。1時間未満の場合は30分増す毎に1,000円加算する。
	一日八時間	基礎走行キロ 80キロを超える場合は、距離制運賃表に揚げてある金額で収受します。 基礎時間を超える場合は、1日貸し切り(8時間)を1時間増す毎に1,800円、1時間未満の場合は30分まで増す毎に800円を加算する。

3. 諸料金

(1) 車両留置料

車両留置料は30分まで毎に800円として加算する。

(2) 荷扱労力費

荷扱の積降し時間15分迄毎400円とする。

4. 運賃割増率
 (1)品目割増

項目	内 容	
易損品	1. レントゲン、機械電子計算精密機器1個 個100万円以上のもの 2. 宮みこし、仏壇、神仏像 3. オルガン	1割以上臨時の約束による
	1. 引越荷物、生きた動物鮮魚介類	2割
特殊物件	2. 汚わい品	4割
	3. 貴重品、高価品等	5割以上臨時の約束による

5. 小口扱運賃料金

小口扱運賃については、下表の運賃料金表による事とし、割増率表、諸料金表運賃料金適用法等について距離制運賃を準用します。

小 口 運 賃 表

(単位:円)

重量 \ 距離区分	5km 以内	10km 以内	20km 以内	30km 以内	40km 以内	50km 以内	50km 以上
S	160	180	200	220	240	260	600
M	180	200	220	240	260	280	900
L	200	220	240	260	280	300	1,100

重 量 区 分

S(小)	縦横高さの合計 1.0m 迄	2kg 迄
M(中)	〃 1.0m 迄	10kg 迄
L(大)	〃 1.0m 迄	30kg 迄